

資料3

第1回検討会の意見交換を踏まえた 論点整理(案)

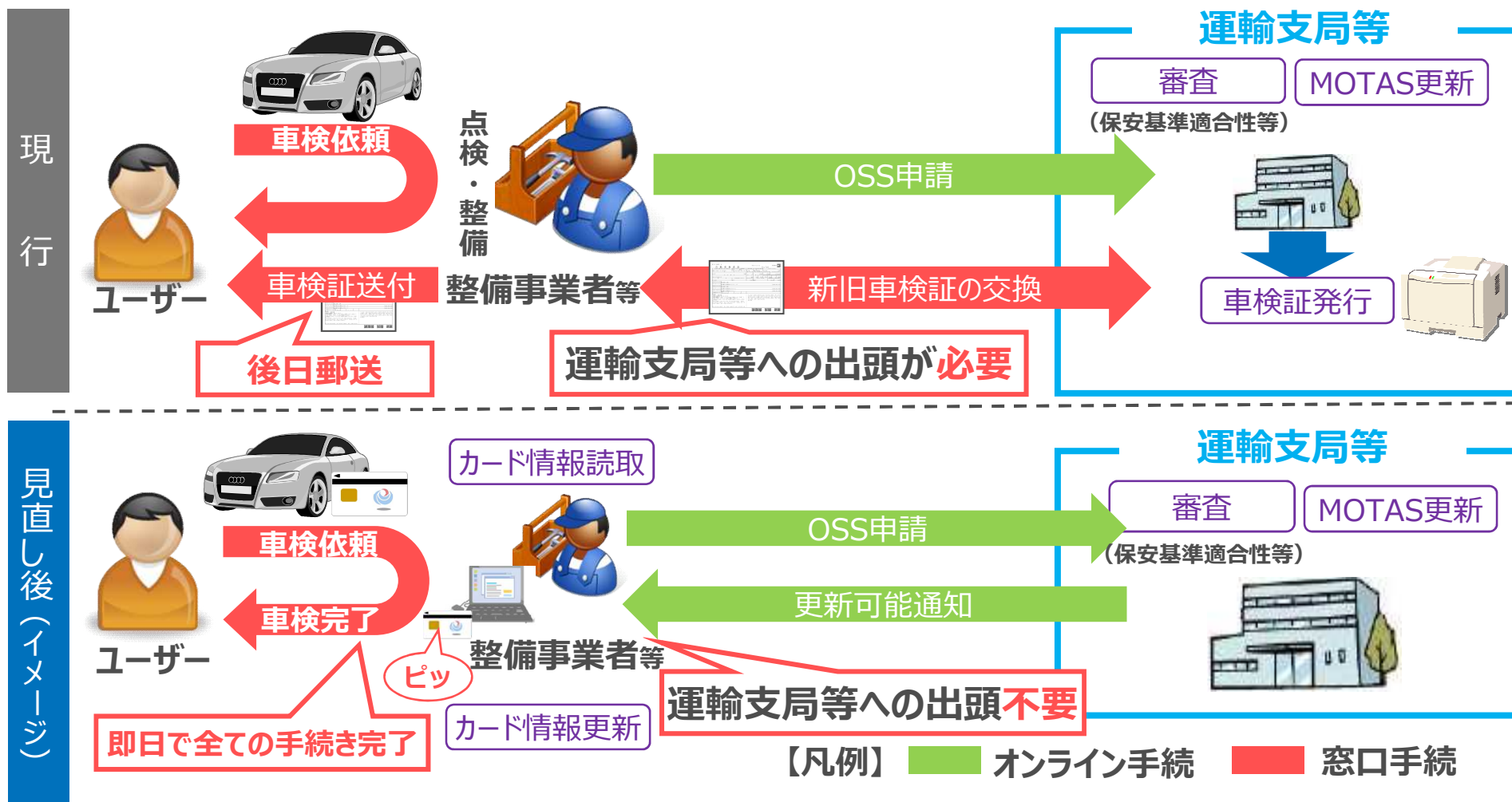
本検討会において検討いただきたい事項(案)

フェーズ1 (手続の簡素化)	Step 1 基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 論点1 自動車検査証の電子化に伴う手続フロー 論点2 自動車検査証の電子化の方式 (ICカード…) 論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体 論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保 論点5 導入時期 論点6 導入コスト 論点7 検査標章
	Step 2 技術的要件	<ul style="list-style-type: none"> 論点8 セキュリティー対策 論点9 電子化の方式を踏まえた性能要件・システム要件等
フェーズ2 (更なる展開)		<ul style="list-style-type: none"> 論点10 電子化する情報の範囲 論点11 将来的な活用のあり方

自動車検査証の電子化に伴う手順フロー

論点1 自動車検査証の電子化に伴う手順フロー

・自動車検査証の電子化による、申請手続きの完全電子化を実現するための手順フローを検討する。



自動車検査証の電子化の方式

論点2 自動車検査証の電子化の方式（ICカード…）

・自動車検査証の電子化に際しては、ICカード方式や車体埋込式、オンライン方式その他の方法が考えられる。他の論点の整理を踏まえ、どのような方式が適当か、検討する。

⇒ 利用シーンに応じた各電子化の方式の具体的な運用イメージを整理。

検討項目	概要
①電子化の方式	ICカード方式、車体埋込方式、オンライン方式 等
②利用シーン	ICチップ記録事項の閲覧、写しの作成、読取内容の電子的活用 等
③その他	書換えの容易性(可搬性)、普及の容易性 等

自動車検査証の閲覧・書換の実施主体

論点3 自動車検査証の閲覧・書換の実施主体

・閲覧・書換を実施する主体としては以下の者が想定される中、主体ごとに取り扱える情報の範囲は設定する必要があるか。

- 所有者・使用者本人
- 整備事業者、ディーラー、行政書士、自動車メーカー
- 行政機関(警察、徴税機関、地方公共団体等)
- 損害保険会社、フェリー会社・・・

自動車検査証の情報のうち、具体的にどのような情報を活用しているかを踏まえ、検討する。

1. 自動車検査証の閲覧主体

- ・本人、民間、行政の主体ごとに取り扱える情報の範囲は設定する必要があるか。
- ・主体ごとに閲覧のための端末等が必要になるが、具体的な運用イメージを整理。

2. 自動車検査証の書換主体

継続検査OSSに関与している者として、整備事業者、申請代理人((一社)日本自動車整備振興会連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、行政書士)がいるが、書換主体をどのように設定するのか。



国・民間事業者等における運用体制の確保

論点4 国・民間事業者等における運用体制の確保

(1) 国における運用体制

- 民間事業者とのネットワーク接続を前提としたMOTASの情報管理体制
- 書換主体の管理の業務の実施体制
- その他業務運用体制

(2) 民間事業者等における運用体制

- 申請を代理する場合における実施体制
- 電子化情報の書換えを実施する場合における実施体制(取扱責任者の設置等)

自動車ユーザーの情報が適切に管理されつつ、利便性の高い運用体制となるよう検討する。

【継続検査OSSフロー(イメージ)】



- ・電子化情報の書換主体は誰か
- ・書換えの際の民間事業者等の体制はどうあるべきか
- ・誰に対して更新可能通知を送信するのか 等

- ・運輸支局等による書換主体の管理の業務の実施体制

導入時期

論点5 導入時期

- ・自動車検査証の電子化に際しては、すべての車両について、同時期一斉に導入するのか、それとも、車種ごとに順次導入することとするのか。
- ・また、導入時期については、行政側のシステム改修、法令上必要となる手当のみならず、民間事業者側の準備期間についても考慮する必要。

円滑に自動車検査証の電子化に移行できるスケジュールとは何かを踏まえ、検討する。

1. 電子化された自動車検査証の導入方法

- ・ 自家用・事業用の区別、導入地域等を限定して導入する場合における、使用者、民間事業者、行政機関等にとってのメリット・デメリットの整理。

2. 電子化された自動車検査証の導入時期

- ・ 行政側のシステム改修を踏まえると、導入に当たっては少なくとも数年の期間は必要。
- ・ 民間事業者における準備期間は十分確保可能か。

導入コスト

論点6 導入コスト

- ・システム開発及び運用、ICカード等の製造、ネットワーク環境整備、専用機器の導入、システム構成等、自動車検査証の電子化に対応するために、関係者に一定の導入コストがかかることが想定される。導入コストを踏まえつつ、最適な制度となるよう検討する。

1. 国土交通省において必要な費用(イメージ)

- ・ 車検証の電子化にあたり、国土交通省においては、自動車登録検査業務システム及びOSS インターフェースシステムの相当程度の改修が必要と見込まれる。このため、両システムの更改時にあわせて改修することにより、費用低減を図る。

2. 関係機関において必要な費用(イメージ)

- ・ 電子情報の読取りに当たり、読取り端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられる。
- ・ 電子情報の書換えに当たり、書換え端末及びアプリケーションの導入が必要と考えられる。
- ・ これらの導入コストの低減に向け、なるべく専用機器ではなく、汎用機器を利用できるような設計とすることが必要ではないか。

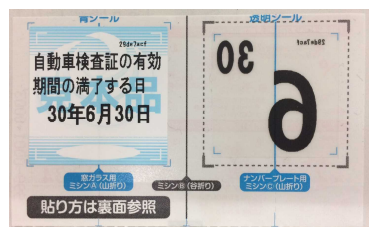
検査標章

論点7 検査標章

- ・検査標章についても、受領のための支局等への出頭を不要とする必要があるのではないか。現状は、支局等において、プリンターを用いて印刷し、交付。

現行

- ・支局等の窓口において、車検証の交付時にあわせて交付。
- ・支局において、専用紙に専用プリンターにて、印刷。
- ・検査標章には、車検の有効期間及び当該標章を特定するための符号(数字・アルファベット)が記載されている。



【検査標章】



【ステッカープリンター】

車検証の電子化後

- ・検査標章受領のための支局等への来訪を不要化するためには、
 - ①支局等以外の者においても印刷可とする方法、
 - ②支局等からの郵送等が考えられる。
 - ・それぞれの場合の運用形態※を整理。
- ※ 手続きフロー、印刷主体、運用体制、設備の共用、導入コスト、不正防止対策等



【継続検査OSSフロー(イメージ)】